

南北バスすぎ丸あり方検討部会設置要領

令和 7 年 4 月 4 日

7 杉並第 1406 号

(設置)

第 1 条 南北バスすぎ丸の運行の維持・拡充に向け、杉並区南北バス交通基本計画に定め
た南北バス交通のあり方を精査し、今後の運行ルート、運行方法及び事業形態を検討する
ため、杉並区地域公共交通活性化協議会条例（令和 3 年杉並区条例第 35 号。以下「条例」
という。）第 6 条第 1 項の規定に基づき、南北バスすぎ丸あり方検討部会（以下「検討部会」
という。）を設置する。

(所掌事項)

第 2 条 路線バスの状況と区民の移動需要を踏まえた、今後の運行ルート、運行方法及び事
業形態を検討する。

(構成)

第 3 条 検討部会は、条例第 6 条第 2 項の規定に基づき、協議会会長が指名する別表に掲
げる委員をもって構成する。

(部会長)

第 4 条 部会に部会長を置き、部会長は、協議会会長とする。

2 部会長は、部会を代表し、会務を総括する。

3 部会長を補佐するため、部会長は、必要に応じて委員のうちから副部会長を指名するこ
とができる。

4 部会長に事故があるときは、副部会長又は、部会長があらかじめ指名する委員がその職
務を代理する。

(会議)

第 5 条 部会は、部会長が招集する。

2 部会長は必要があると認めるときは、部会員以外の者への出席を求め、意見を聴き、又
は説明を求めることができる。

3 第 1 項の規定にかかわらず、部会長は、次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、
書面により検討部会を開催することができる。

(1) 緊急を要する場合であって、委員の招集が困難であると認めるとき。

(2) 軽微な事案であると認めるとき。

(庶務)

第 6 条 検討部会の庶務は、都市整備部管理課において処理する。

(委任)

第7条 この要領に定めるもののほか、検討部会の運営に関し必要な事項は、部会長が検討部会に諮り決定する。

附 則

この要領は、令和7年4月7日から施行する。

別表（第3条関係）

学識経験者	杉並区地域公共交通活性化協議会会長
	杉並区地域公共交通活性化協議会副会長
公共交通事業者等の関係者	関東バス株式会社取締役運輸部長
	京王電鉄バス株式会社運輸営業部乗合事業担当課長
	一般社団法人東京バス協会乗合業務部長
	一般社団法人東京ハイヤー・タクシー協会業務部長
	東京都交通運輸産業労働組合協議会バス部会幹事
	東京都交通運輸産業労働組合協議会幹事ハイタク部会事務局長
関係行政機関の職員	国土交通省関東運輸局東京運輸支局首席運輸企画専門官（輸送）
区民	杉並区町会連合会 常任理事
	杉並区立小学校 PTA 連合協議会 副会長
区の職員	杉並区都市整備部長
その他協議会会長が 適当と認める者	杉並区障害者団体連合会 会長
	杉並区いきいきクラブ連合会 会長
	国土交通省関東運輸局交通政策部 交通企画課長